

令和8年3月23日

金融庁

スルガ銀行から東京地裁に対する「担当社員の処分有無を含む資料」の提出等について（参・財金委 参考人質疑（1/22）における確認事項）

○ スルガ銀行によると、スルガ銀行から東京地裁に対して、担当社員の処分有無を含む資料を提出したのは事実。

○ その上で、スルガ銀行が東京地裁に確認したところ、裁判所の回答は以下。

- ・ 調停はそもそも非公開の手続きであり、裁判所としては、スルガ銀行から担当社員の処分有無を含む資料を受け取ったことは、否定も肯定もしない。
- ・ 非公式で受け取った資料について、裁判所として公にすることはなく、提供された情報を相手方に開示する義務もない。
- ・ 仮に新たな資料提出があったとしても、調停結果が変わることはない

○ なお、「証拠共通の原則」とは、複数当事者のうちの一人が提出した証拠は、他の当事者についても裁判所が当然に事実認定の資料とすることができるというもの（「民事訴訟法・伊藤眞著」より引用）。一方で、非公開の調停において、裁判所限りとして一方当事者から非公式に提供された情報を他方当事者に開示する義務はない。

○ 本件の事実関係について、スルガ銀行から被害者弁護団に対して書面により回答済み。

○ 金融庁はスルガ銀行から裁判所に提出された上記資料は保有していない。

以上